

火山災害警戒地域における火山防災対策の取組状況①(令和6年9月30日現在)

令和7年3月26日

活動火山対策特別措置法(以下「活火山法」という。)に基づき火山災害警戒地域が指定された50火山における、市町村の取組状況

- 49火山で火山防災協議会の設置、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの運用がなされている。
※令和6年8月に火山災害警戒地域に指定された中之島以外のすべての火山
- 活火山法第6条第1項により市町村地域防災計画への記載が定められている事項の記載状況は下表のとおり。

火山名	都道府県	(※1) 関係 市町村数	警戒避難に関する記載 (第6条第1項 第1、2、3、4、6号)		避難促進施設 位置付け (第6条第1項第5号)		火山名	都道府県	(※1) 関係 市町村数	警戒避難に関する記載 (第6条第1項 第1、2、3、4、6号)		避難促進施設 位置付け (第6条第1項第5号)				
			(※2、3) 記載済市町村数	(※4) 検討済市町村数	(※2、3) 記載済市町村数	(※4) 検討済市町村数				(※2、3) 記載済市町村数	(※4) 検討済市町村数					
アトサヌプリ	北海道	2	◎ (2 [2])	◎ (2)	蔵王山	宮城県	3	○ (2 [3])	◎ (3)	白山	石川県	1	◎ (1 [1])	◎ (1)		
雌阿寒岳	北海道	3	◎ (3 [3])	◎ (3)		山形県	2	◎ (2 [2])	◎ (2)		岐阜県	1	◎ (1 [1])	◎ (1)		
大雪山	北海道	3	◎ (3 [3])	○ (1)	吾妻山	山形県	1	◎ (1 [1])	◎ (1)	富士山	神奈川県	7	○ (4 [7])	○ (5)		
十勝岳	北海道	6	◎ (6 [6])	◎ (6)		福島県	2	◎ (2 [2])	◎ (2)		山梨県	10	○ (8 [10])	○ (8)		
樽前山	北海道	3	◎ (3 [3])	○ (2)	安達太良山	福島県	6	◎ (6 [6])	◎ (6)		静岡県	10	◎ (10 [10])	○ (9)		
倶多楽	北海道	2	◎ (2 [2])	○ (1)	磐梯山	福島県	7	◎ (7 [7])	○ (6)	箱根山	神奈川県	1	◎ (1 [1])	◎ (1)		
有珠山	北海道	3	◎ (3 [3])	○ (1)	那須岳	福島県	2	◎ (2 [2])	◎ (2)	伊豆東部火山群	静岡県	3	○ (2 [3])	- (0)		
北海道駒ヶ岳	北海道	3	◎ (3 [3])	◎ (3)		栃木県	2	○ (1 [2])	○ (1)	伊豆大島	東京都	1	◎ (1 [1])	◎ (1)		
恵山	北海道	1	◎ (1 [1])	◎ (1)	日光白根山	栃木県	1	◎ (1 [1])	◎ (1)	新島	東京都	3	◎ (3 [3])	○ (2)		
岩木山	青森県	6	◎ (6 [6])	○ (4)		群馬県	2	◎ (2 [2])	◎ (2)	神津島	東京都	2	◎ (2 [2])	○ (1)		
八甲田山	青森県	2	◎ (2 [2])	- (0)	草津白根山	群馬県	4	○ (2 [4])	○ (2)	三宅島	東京都	1	◎ (1 [1])	- (0)		
十和田	青森県	22	○ (14 [16])	○ (9)		長野県	1	◎ (1 [1])	◎ (1)	八丈島	東京都	1	◎ (1 [1])	◎ (1)		
	岩手県	2	◎ (2 [2])	○ (1)	浅間山	群馬県	2	○ (1 [2])	○ (1)	青ヶ島	東京都	1	◎ (1 [1])	◎ (1)		
秋田焼山	秋田県	6	○ (3 [4])	○ (3)		長野県	4	○ (2 [4])	- (0)	鶴見岳・伽藍岳	大分県	4	◎ (4 [4])	◎ (4)		
	岩手山	4	◎ (4 [4])	○ (3)	新潟焼山	新潟県	2	◎ (2 [2])	◎ (2)	九重山	大分県	3	◎ (3 [3])	○ (2)		
秋田駒ヶ岳	岩手県	1	◎ (1 [1])	◎ (1)		長野県	1	◎ (1 [1])	◎ (1)	阿蘇山	熊本県	3	◎ (3 [3])	◎ (3)		
	秋田県	1	◎ (1 [1])	◎ (1)	富山県	3	◎ (3 [3])	◎ (3)	雲仙岳	長崎県	3	◎ (3 [3])	◎ (3)			
鳥海山	秋田県	2	◎ (2 [2])	○ (1)	焼岳	長野県	1	◎ (1 [1])	◎ (1)	霧島山	宮崎県	4	◎ (4 [4])	○ (3)		
	山形県	2	◎ (2 [2])	○ (1)		岐阜県	1	◎ (1 [1])	◎ (1)		鹿児島県	2	◎ (2 [2])	◎ (2)		
栗駒山	岩手県	1	◎ (1 [1])	◎ (1)	乗鞍岳	長野県	1	◎ (1 [1])	◎ (1)	桜島	鹿児島県	2	◎ (2 [2])	◎ (2)		
	宮城県	1	◎ (1 [1])	◎ (1)		岐阜県	1	◎ (1 [1])	◎ (1)	薩摩硫黄島	鹿児島県	1	◎ (1 [1])	◎ (1)		
	秋田県	4	◎ (4 [4])	○ (3)	御嶽山	長野県	3	◎ (3 [3])	◎ (3)	口永良部島	鹿児島県	1	◎ (1 [1])	◎ (1)		
						岐阜県	2	◎ (2 [2])	◎ (2)	中之島	鹿児島県	1	◎ (1 [1])	- (0)		
											諏訪の瀬島	鹿児島県	1	◎ (1 [1])	◎ (1)	
◎:全市町村で完了 ○:一部市町村で完了 -:全ての市町村で未完了											合計		179 [195] / 203		149 / 203	

- (※1) 当該火山の火山災害警戒地域に指定された市町村数。同じ市町村が異なる火山の火山災害警戒地域に指定されている場合がある。全国で延べ203市町村(重複を除き179市町村)
- (※2) 対象市町村が火山周辺地域(噴火警戒レベル2、3等発表時に警戒すべき範囲)を有している場合は、登山者等向け(噴火警戒レベル2、3発表時等)と住民等向け(噴火警戒レベル4、5発表時等)のそれぞれの対策として、対象市町村が火山周辺地域(噴火警戒レベル2、3等発表時に警戒すべき範囲)を有していない場合は、住民等向け(噴火警戒レベル4、5発表時等)の対策として、活火山法第6条第1項1、2、3、4、6号の各事項を全て記載している場合を「記載済」とした。
- (※3) []内は、活火山法第6条第1項第1、2、3、4、6号の各事項のうち、最低1事項は記載している市町村数
- (※4) 避難促進施設が1施設以上位置付けられている場合及び市町村での検討の結果避難促進施設に該当する施設が市町村内に存在しない場合を「検討済」とした。

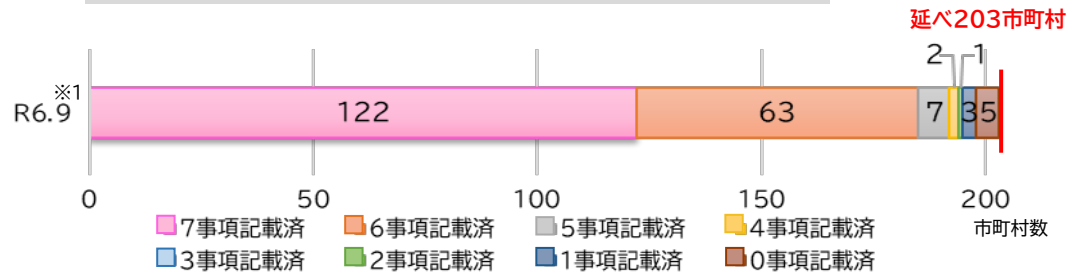
火山災害警戒地域における火山防災対策の取組状況②(令和6年9月30日現在)

活火山法第6条第1項に基づく市町村地域防災計画等への記載事項数

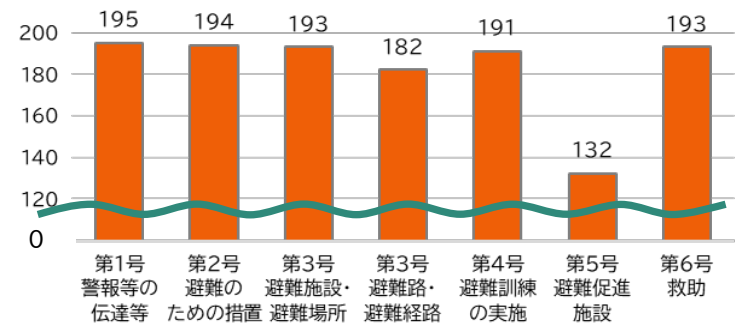
- 住民等向け(噴火警戒レベル4、5発表時等)の対策は、着実に地域防災計画等への記載が進んできているものの、登山者等向け(噴火警戒レベル2、3発表時等)の対策に比べ、未記載の市町村が多い。
- 事項別の記載状況では、「避難促進施設に関する事項」が他の項目と比較して未記載の市町村が多い。

住民等向け(噴火警戒レベル4、5発表時等)の対策

地域防災計画等における記載状況(R6.9)

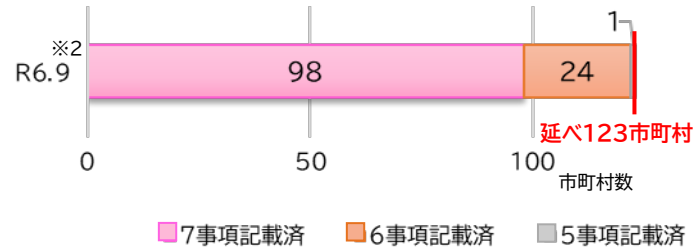


事項別の記載状況(R6.9)

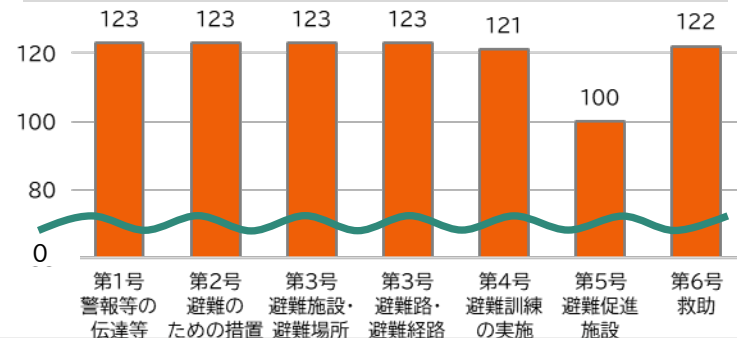


登山者等向け(噴火警戒レベル2、3発表時等)の対策

地域防災計画等における記載状況(R6.9)



事項別の記載状況(R6.9)



* 活火山法第6条第1項第1～6号の各事項

- ・ 第1号 警報等の伝達等に関する事項
- ・ 第2号 避難のための措置に関する事項
- ・ 第3号 避難施設・避難場所に関する事項
- ・ 第3号 避難路・避難経路に関する事項
- ・ 第4号 避難訓練の実施に関する事項
- ・ 第5号 避難促進施設に関する事項※3
- ・ 第6号 救助に関する事項

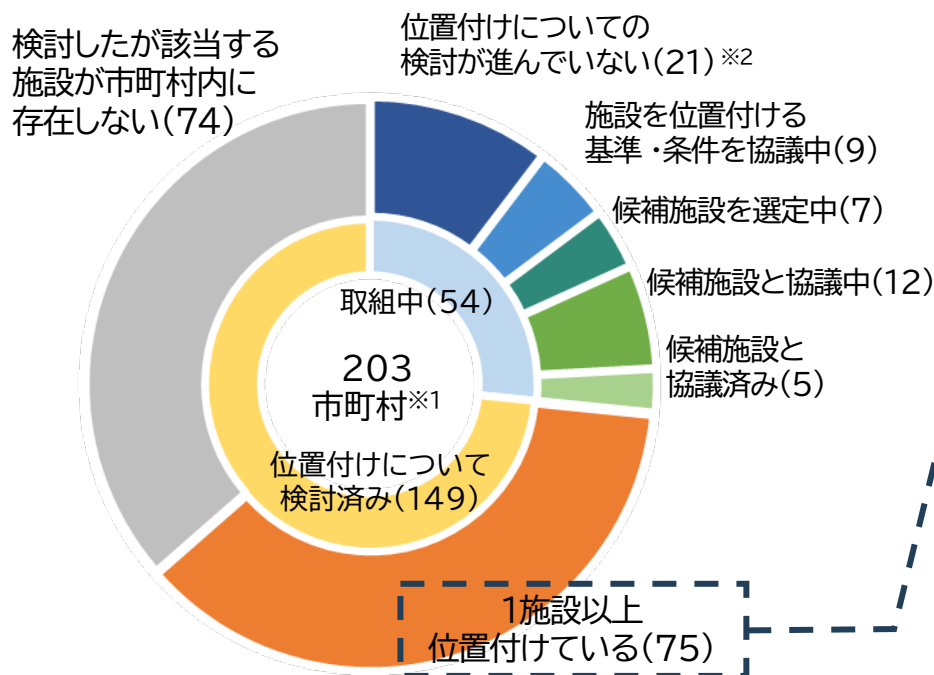
※3 第5号については、火口周辺地域及び居住地域のそれぞれについて、避難促進施設が1施設以上位置付けられている場合のほか、検討の結果、該当する施設が市町村内に存在しない場合も「記載済」として扱う。

避難促進施設の位置付け及び避難確保計画の作成の取組状況①(令和6年9月30日現在)

- 火山災害警戒地域に指定されている203市町村における、地域防災計画への避難促進施設の位置付け状況は次のとおり。
 - ・75市町村(約37%)で避難促進施設を位置付け済み、74市町村(約36%)で該当する施設なし。
 - ・54市町村(約27%)で候補施設と協議継続中の市町村を含め、施設の位置付けがなされていない。
- 避難促進施設を位置付け済みの市町村及び施設における避難確保計画の作成状況は次のとおり。
 - ・避難促進施設を位置付け済みの75市町村中、44市町村(約59%)では全ての施設で避難確保計画を作成済み。
 - ・避難促進施設として位置付けられた全758施設中、545施設(約72%)で避難確保計画を作成済み。

*市町村数・施設数は延べ数

火山災害警戒地域の市町村における避難促進施設の地域防災計画への位置付け等の状況

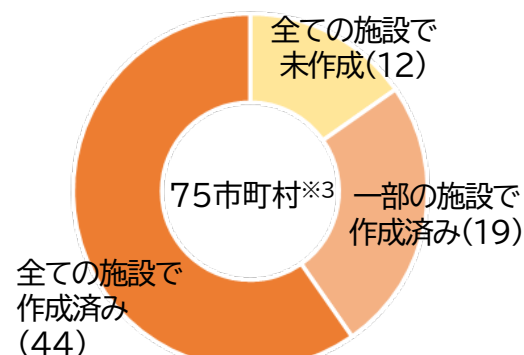


※1 火山災害警戒地域に指定されている市町村数(延べ数)

※2 うち12市町村については、避難促進施設の地域防災計画への位置付けの前提となる避難計画を火山防災協議会において検討中(計画策定後、各市町村において位置付けに係る検討を開始予定)

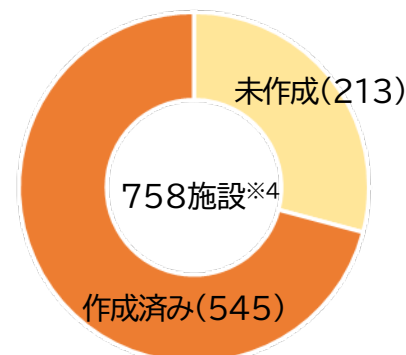
避難促進施設における避難確保計画の作成状況

市町村別の計画作成状況



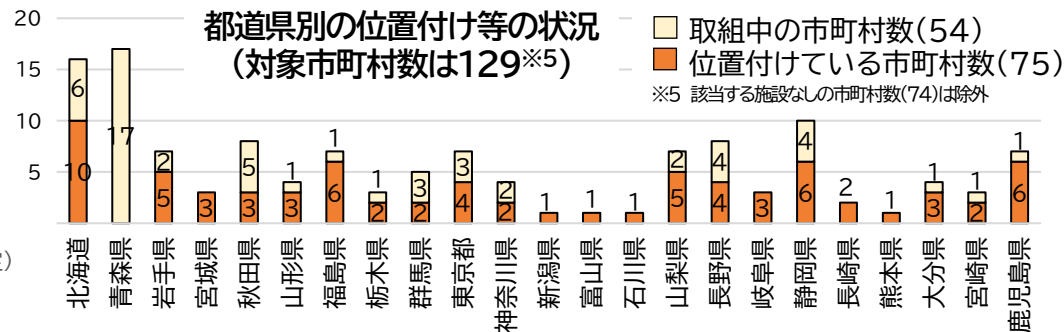
※3 位置付け済みの市町村数は、令和6年3月から3増0減

避難促進施設別の計画作成状況



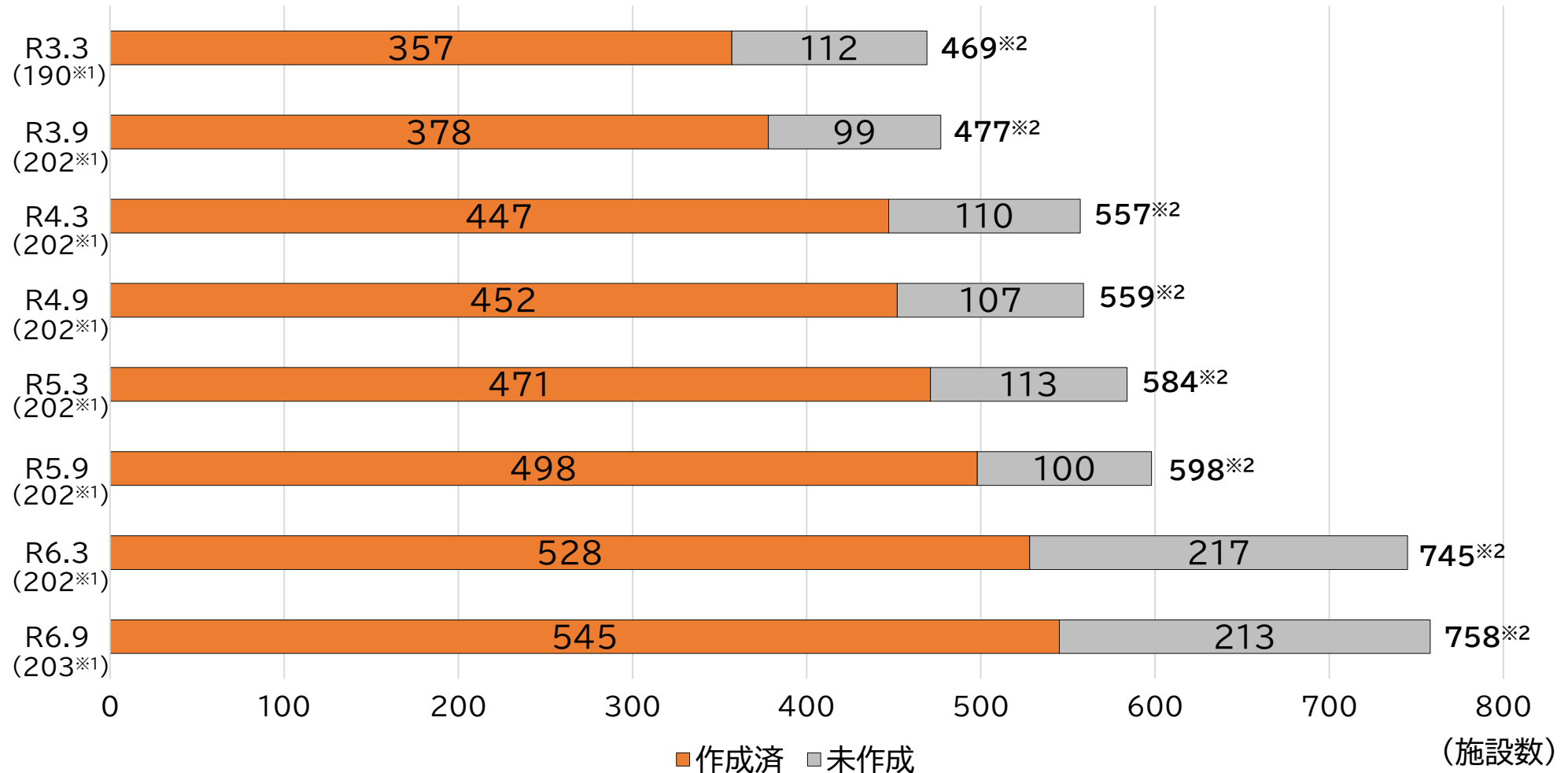
※4 避難促進施設は、令和6年3月から17増4減

都道県別の位置付け等の状況 (対象市町村数は129※5)



避難促進施設の位置付け及び避難確保計画の作成の取組状況②(令和6年9月30日現在)

避難促進施設数・避難確保計画作成状況の推移



※1 各年の火山災害警戒地域に指定されている市町村数(延べ数)

・令和3年5月の火山災害警戒地域の追加指定に伴い、対象市町村が190市町村から202市町村に増加

・令和6年8月の火山災害警戒地域の追加指定に伴い、対象市町村が202市町村から203市町村に増加

※2 避難促進施設の総施設数(延べ数)

集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き(令和4年3月改定)

●委員会の開催

「噴火時等の避難計画の手引き作成委員会」

・委員会(座長:池谷浩(一財)砂防・地すべり技術センター研究顧問)は、火山防災の有識者、火山学者、火山地域の自治体、登山・旅行の関係者等により構成。

●作成の背景・改定のポイント

- 平成28年3月:御嶽山噴火災害の発生と活動火山対策特別措置法の改正(平成27年12月施行)を踏まえて作成
 - ・施設の所有者等による施設利用者への情報伝達や避難誘導など避難確保に関する計画(避難確保計画)の作成を促進すべき(「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について(報告)」(平成27年3月 火山防災対策推進WG))
 - ・市町村が指定する、不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設(避難促進施設)の所有者等に対し、避難確保計画の作成・公表等を義務化(「活動火山対策特別措置法」の改正(平成27年12月 施行))
- 令和3年3月:取り組み事例集の拡充を踏まえて改定
- 令和3年5月:災害対策基本法の改正(令和3年5月施行)を踏まえて改定
- 令和4年3月:取り組み事例集の拡充を踏まえて改定

●手引きの概要

○解説編

・避難確保計画を作成すべき施設

火山防災協議会における議論を基に市町村が選定

- 例)突発的な噴火が発生した際に直に対応が必要な火口近くに位置する施設
- ・火口から遠くても利用人数が多い大規模な施設

・計画作成にあたっての留意点

- (1)避難確保計画の検討体制の構築
- (2)市町村との連携・協体制の構築
- (3)避難確保計画の作成主体
 - 単独で作成するか、共同して作成するか
- (4)施設のグループ分け



<複数施設が共同して計画を作成している事例>

グループ		施設例
集客施設	A 交通関係施設	ロープウェイ、バスターミナル 等
	B 宿泊施設	ホテル、山小屋 等
	C 利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	キャンプ場、スキー場等
	D その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	観光案内所、土産屋 等
利用配慮施設	E 医療機関	病院、診療所等
	F 医療機関以外の要配慮者利用施設	学校、老人福祉施設 等

- (5)避難訓練の実施と計画の見直し

○計画作成編

・実際の計画の記載例も掲載

避難確保計画に定めるべき項目

1. 計画の目的 避難確保計画の位置づけや目的
2. 当施設の置かれた状況
 - ・ハザードマップや噴火警戒レベルに対応した規制範囲との施設の位置関係
3. 避難確保を行うべき人数及び範囲
 - ・施設の従業員や利用者等の人数の把握
 - ・施設周辺からの緊急退避者数も想定
4. 防災体制
 - ・災害対応時の体制や従業員の役割分担
 - ・複数施設が共同して計画を作成している場合は、代表施設が情報を集約
5. 情報伝達及び避難誘導
 - 防災対応を4ケースに分類し、それぞれの情報伝達と避難誘導の方法
6. 資器材の配備等
 - ・市町村との情報通信手段の配備と維持管理
 - ・ヘルメットやマスク、水・食糧等の準備
 - ・必要に応じて建物の屋根等を強化
7. 防災教育及び訓練の実施等
 - ・従業員への防災教育
 - ・避難訓練の実施とそれに基づく計画の検証・見直し
 - ・パンフレットの配布等、登山者や旅行客への啓発
 - ・日頃から火山活動を観察し、異常があれば通報

- ①噴火警戒レベル引上げがあっても立入規制の範囲外で避難を必要としない場合、又は臨時の解説情報等が発表された場合
市町村からの情報を利用者等に伝達
情報伝達:市町村からの立入規制等の情報を利用者等に伝達
避難誘導:利用者等に危険な範囲に立ち入らないよう呼びかけ
- ②噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合
市町村からの情報に基づき避難を開始
情報伝達:市町村からの避難指示等を利用者等に伝達
避難誘導:利用者等を規制範囲外まで誘導
- ③噴火警戒レベル引上げ等が無く、突発的に噴火した場合(火口周辺の避難促進施設)
施設が自ら判断し防災対応を開始
情報伝達:施設が噴火を察知し、市町村へ状況を伝達
避難誘導:利用者等に屋外から屋内への緊急退避を呼びかけ
→屋内のより安全な場所への誘導
→火山活動の状況に応じて規制範囲外まで誘導
- ④噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合(居住地域の避難促進施設)
施設が自ら判断し防災対応を開始
情報伝達:施設が噴火を察知した場合は、市町村へ状況を伝達
避難誘導:火山活動の状況に応じて避難対象地域外まで誘導

○参考資料

・本手引きの用語解説・火山防災の基本知識

○避難確保計画作成の解説資料(作成ガイド、ひな形、取組事例集等)

避難促進施設における避難確保計画の作成支援について

令和5年活動火山対策特別措置法改正により、避難促進施設(※)における避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等について規定を追加

- ・市町村長は、避難確保計画の作成及び変更並びに実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を実施
- ・火山防災協議会が市町村長をサポート



市町村が避難促進施設を適切に援助し、避難確保計画の作成が推進されるよう、市町村を対象に内閣府による避難確保計画作成支援を実施

(※)火山現象の発生時において、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるとして、市町村が指定する施設

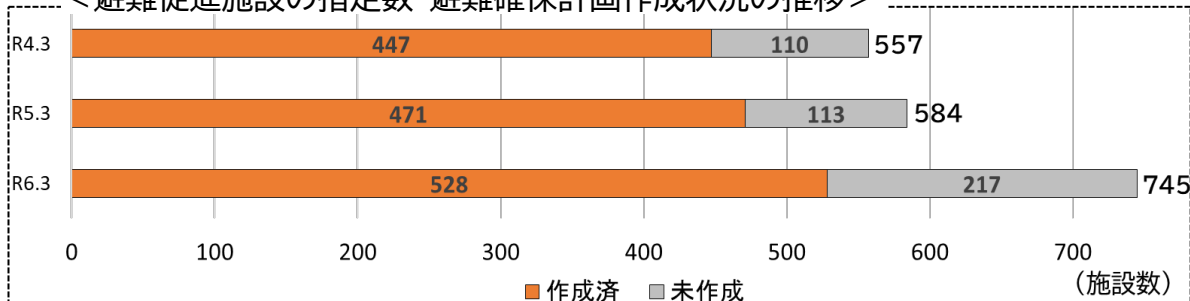
【現状】

不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設に作成が義務付けられている、利用者の安全を確保するための避難確保計画の作成が十分に進んでいない。

【課題】

- ・避難確保計画作成に係るノウハウの不足
- ・小規模な施設にとって、計画作成そのものが負担となっていること 等

＜避難促進施設の指定数・避難確保計画作成状況の推移＞



支援実績(令和6年度)

岩手県滝沢市	岩手山
山梨県忍野村	富士山
富山県立山町	弥陀ヶ原



避難確保計画の作成支援を通じて、各市町村による継続的な避難促進施設支援、避難確保計画作成を推進し、火山防災対策の強化を図る。

専門家による火山地域への支援(火山防災エキスパート制度)

- 地方公共団体等で火山防災対応の主導的な役割を担った経験のある実務者を、内閣府火山防災エキスパートとして火山地域へ派遣
- 講演や避難訓練の講評等において、実際に地方公共団体や国の機関で噴火時等の防災対応に当たった経験や、火山現象やハザードマップ等に関する専門知識を提供することにより、各火山協議会の火山防災対策の取組を支援

【支援内容】

- ・地方公共団体等の職員への研修
- ・防災訓練の企画、実施の支援
- ・協議会等の運営等の支援
- ・各火山の地域防災計画、火山防災マップ等の作成支援
- ・住民等への啓発活動の支援 等

【内閣府火山防災エキスパート(令和7年3月現在)】

- 岩田 孝仁 (静岡大学防災総合センター特任教授)
- 杉本 伸一 (雲仙岳災害記念館 館長)
- 田鍋 敏也 (北海道壮瞥町長)
- 三浦 秀明 (元宮崎県危機管理局危機管理課専門主事)
- 島田 明夫 (東北大学学名誉教授・災害科学国際研究所特任教授)
- 大野 宏之 (一般社団法人全国治水砂防協会 理事長)

【派遣実績(平成21年10月～令和7年3月末)】

- 全国の火山地域へ計82回の派遣を実施

過去の派遣に係る活動報告は、内閣府ホームページ

(<https://www.bousai.go.jp/kazan/expert/zisseki.html>)に掲載



講演(富士山)



図上訓練(御嶽山)

派遣時の様子

全国の協議会関係者の連携強化の取組(火山防災協議会等連絡・連携会議等)

- 全国の火山防災協議会の間で、火山防災対策に係る取組に関する情報交換等を行うとともに、関係機関と火山防災対策を進める上での共通課題について連携して検討
- 平成24年度から毎年1回、火山防災協議会等連絡・連携会議(全国会議)を開催。各火山地域の火山防災対策における取組事例紹介、火山防災エキスパート等の有識者との意見交換、関係省庁からの情報提供等を行う。
- 平成28年度から毎年1回、火山防災協議会に参画する火山専門家等の連携会議(専門家会議)を開催。協議会の火山専門家等が参加し、専門家の連携を強化するとともに、取組の共有等を行う。
- 平成29年度から新たな取組として、地域グループ等の会合を開催。新任者等グループ会合と、テーマ別会合を実施し、地域内で共通している課題の検討等を行う。

全国会議について

有識者との意見交換、グループ討論、現地見学等を実施

- 第13回:令和6年11月6日(オンライン開催)
協議会構成機関(市町村、都道府県、国の機関、有識者等)から
400名以上の申込み

専門家会議について

有識者との意見交換、事例紹介等を実施

- 第9回:令和6年11月7日(オンライン開催)
火山専門家33名の申込み

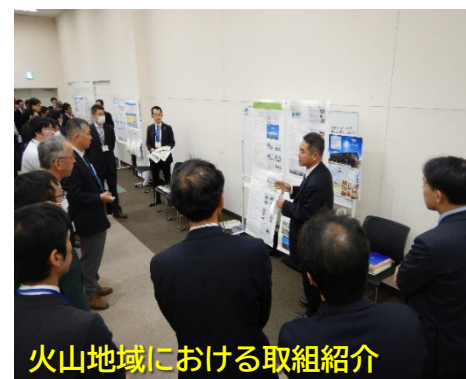
地域グループ等の会合について

火山防災行政に係る解説、火山専門家等による講話、
火山地域による取組事例紹介、意見交換等を実施

- 新任者等グループ会合:令和6年5月21日(オンライン開催)
- 火山専門家等との連携及び人材育成に係るグループ会合:
令和7年2月27日(オンライン開催)



有識者との意見交換



火山地域における取組紹介



火山地域における取組紹介



現地見学会